

議案2 小松島市デマンド交通導入検討支援業務委託特記仕様書(案)

1 目的

小松島市では、小松島市に住む人や訪れる人が安心して安全に利用できる移動手段として公共交通を認識し、地域特性を考慮した交通手段や路線を確保するとともに、将来に渡って持続可能な交通体系としての公共交通を目指していくために「小松島市地域公共交通計画」を令和5年3月に策定した。地域公共交通計画においては、バス交通の利用実態を踏まえた上で、協定路線と幹線路線の一体的な運用を図り、すみ分けを行うことで効率的かつ効果的なものとするとともに、公共交通空白地帯に配慮した新たな交通モードを支援システムとして導入することを施策として掲げ、令和6年1月9日から3月29日まで、小松島市デマンド型のりあい交通の実証運行を実施した。

本業務は、本市の公共交通における課題の解決に寄与することを目的として、公共交通空白地域の解消だけでなく、真に公共交通を必要とするターゲットの把握や新たなデマンド交通の導入可能性等についての検証する業務を委託するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

小松島市デマンド交通導入検討支援業務

(2) 業務対象区域

小松島市全域

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

3 業務内容

(1) 計画準備

本業務を行うにあたり、業務計画書を作成する。

(2) 小松島市デマンド型のりあい交通の利用状況等の調査・分析

令和5年度に実施した小松島市デマンド型のりあい交通実証運行の利用者アンケートの分析を実施し、令和5年度実証運行における利用実態を把握する。

なお、調査結果データ(協議会にてデータ化済み)は協議会から貸与する。

(3) 小松島市における行動特性の分析

バス利用者・未利用者の行動特性を整理・分析を行う。整理・分析は、(4) デマンド交通の導入可能性等の検証を行う際のインプットデータとして活用することを前提に、必要な項目を抽出・整理し、とりまとめを行うこと。

(4) デマンド交通の導入可能性等の検証

(3)小松島市における行動特性の分析結果をもとに、既存の路線バスを廃止し、デマンド交通を導入したと仮定した場合のシミュレーションを実施する。

シミュレーションは、小松島市における現状を踏まえてデマンド交通の導入エリアを設定した上で、車両台数や車両サイズ、予約成功件数、成功した予約における平均待ち時間、車両走行距離・時間、実車走行距離・時間、車両運行時間等について検証を実施する。

シミュレーションの結果を踏まえ、交通空白地域の減少や移動時間短縮等の期待される効果のほか、既存交通事業者への影響、事業採算性等、導入に向けた課題や問題点を整理した上で、本市におけるデマンド交通の導入可能性を検証する。

(5) 本格導入に向けた各種準備

(4)デマンド交通の導入可能性等の検証結果より、本市においてデマンド交通が導入可能であるとの結論となった場合、次年度以降、本格導入に向けて円滑に事業を進めていくために必要となる各種準備を実施する。

① 関係者へのヒアリング調査

市内を運行する交通事業者や、移動の目的地となる施設管理者の関係者を対象に、デマンド交通の本格導入に向け、今後調整が必要となる事項等、それぞれの立場での意見を収集する。

② 補助申請書類の作成

次年度、本格導入に先立って実証運行を行う際に活用可能な国の補助金等を整理した上で、補助金獲得に向けた申請書類を作成する。

(6) 協議会運営支援

協議会に出席し、運営の支援を行う。協議会の開催回数については、1 回程度を予定し、開催時期は未定とする。

(7) 打合せ

本業務の遂行に際し、必要の都度、WEB 会議も活用しながら協議打合せを行う。

4 提出書類

(1)作業着手時の提出書類

以下の書類を作業着手時に提出するものとし、承認を得るものとする。また作業計画等に変更が生じた場合においては、速やかに必要な書類の提出を行うこと。

- ① 作業実施計画書及び工程表
- ② 着手届,
- ③ 実施体制表・業務従事者名簿

(2)業務完了時の提出書類

以下の書類を業務完了時に提出するものとし、承認を得るものとする。①委託業務完了検査請求書

- ②報告書(A4版1部、電子データ1部)

※電子データについては協議会が読み取り可能なデータ形式とする。

5 その他事項

(1)成果の帰属

本業務における成果はすべて本協議会に帰属するものであり、本協議会の許可なく複写、複製また第三者に提供してはならない。

(2)個人情報の保護

個人情報を取り扱う場合は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、この業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(3)その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、速やかに協議会と協議し、その指示に従うものとする。